

ワーキングチームの設置について

平成 21 年 4 月 20 日
文化審議会著作権分科会
国際小委員会

(ワーキングチームの構成)

- 1 「小委員会の設置について」(平成 21 年 3 月 25 日文化審議会著作権分科会決定) 4
(2)の規定に基づき、国際小委員会(以下、小委員会という)に、以下のワーキングチームを置く。

ワーキングチーム名	検討課題
国際裁判管轄・準拠法ワーキングチーム	(1) 国際裁判管轄・準拠法に関する議論について、日本としてのスタンスの明確化を図るとともに、望ましいルールの在り方について検討を行う。 (2) その他

(ワーキングチーム員の構成)

- 2 (1) ワーキングチームに、座長を置き、小委員会の委員のうちから、小委員会の主査が指名する。
(2) 座長は、ワーキングチーム員として必要な若干名を指名する。
(3) ワーキングチーム員は小委員会の委員以外からも指名できる。
(4) ワーキングチーム員に指名された者のうち、小委員会の委員でないものについては、文化庁から協力を依頼する。

(検討方法)

- 3 ワーキングチームは、作業の比重が少なくないこと、及びその検討結果が、原則として公開が予定されている小委員会における審議に付されることにかんがみ、必ずしも会議の開催という検討方法に限定せず、メーリングリストの活用等による機動的な検討ができるものとする。会議を開催する場合であっても、原則として、会議は非公開とするが、議事要旨を作成し、これを公開するものとする。